

第6次七飯町行財政改革大綱 一概要版一

I 行財政改革の必要性

当町では、行政サービスの向上や行財政経営の健全化等を目指し、平成8年度に第1次行政改革大綱を策定して以降、行財政改革に取り組んできました。今後も、町民の理解と協力を得ながら推進していきます。

改革大綱の取組	H8~12	H13~17	H18~22	H23~27	H28~R2
	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次

一方、社会情勢が変化するスピードは一層加速しており、多様化する課題に対して、機動的な対応ができる体制の整備が急務となっています。特に当町を取り巻く環境の変化と課題としては、以下の5項目が挙げられます。

- ①人口減少と少子高齢化の進行による影響
- ②財政硬直化の進行と公共施設の最適化
- ③複雑・多様化する地域課題と町民ニーズへの対応
- ④行政組織の最適化・活性化
- ⑤新型コロナウイルス感染症への対応

II 大綱の位置付け

当町の進むべき方向性を示す最上位の計画として「第5次七飯町総合計画」（平成28年度～令和7年度）がありますが、基本目標として「ともに歩むまち～行財政分野」において『自立する自治体経営の推進』を掲げており、その中で行財政改革を推進していくこととしています。

よって本大綱は、総合計画の着実な推進を図るため、計画的に行財政改革に取り組むための指針として位置付けるものです。

III 計画期間：令和3～7年度

令和3年度から「第5次総合計画後期基本計画」「財政見通し(中長期財政計画)」「第6次定員適正化計画」がスタートすることから、それら計画と期間を同一にすることで有機的に連携を図ります。

IV 基本方針と行財政改革の具体的取組

第5次大綱までの基本テーマ等を継承しつつ行政組織の最適化と財政運営の健全化を達成し、町民の視点に立った質の高い行政サービスを提供するため、第6次大綱の基本方針を『**将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築**』とします。また改革を進めるため「3つの重点項目」も定めます。よって基本方針・重点項目とそれらに付随する取組事項（①～③）の体系としては以下のとおりとなります。

基本方針（テーマ）：将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築

1 財政改革（健全な財政運営）

- ①事務事業の見直し
- ②歳入の確保
- ③計画的な財政運営

2 行政改革（効率的・効果的な行政運営）

- ①行政運営の効率化
- ②公共施設マネジメントの推進
- ③行政サービスの向上

3 組織改革（組織力の向上）

- ①効率的な組織機構の構築
- ②定員管理及び給与等の適正化
- ③人材育成と活用

V 行財政改革の推進体制

第6次大綱の推進にあたっては、副町長を本部長とする「行政改革推進本部」において毎年度進行管理を行い、実施状況について点検・評価をします。また、町民に開かれた透明性のある改革を推進するため、町民有識者で構成する「行政改革推進委員会」に定期的に報告し、委員会はその推進について行政改革推進本部に対し評価や必要な提言を行います。